

建築基準法等に関して長野県又は長野市で定めている区域や数値等 (よくある質問)

基礎の凍結深度について

凍結深度は45 cm以上とし、標高が概ね800mを超える地点においては60 cm以上とします。ただし、その地点の地盤・気象条件等に基づき算出した場合は、この限りではありません。

積雪量について

多雪区域は垂直積雪量が1 m以上の区域とし、単位荷重は、積雪量1 cmごとに30 N / m²以上とします。

積雪量は、長野市街地及び若穂の区域は80 cm、犀川以南で標高500m未満の区域は55 cm、犀川以南で標高500m以上の区域は70 cm、その他の区域は、標高により計算した値とします。

建築基準法第22条で指定する区域について

建築基準法第22条に基づく防火地域及び準防火地域以外の市街地について指定する区域は、市街化区域全域です。

壁面線の指定について

建築基準法第46条に基づく壁面線を指定した区域は、ありません。

ただし、建築協定又は地区整備計画において壁面線を指定している区域があります。

外壁の後退距離について

建築基準法第54条に基づく第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域内における外壁の後退距離の限度は定めていません。

ただし、建築協定又は地区整備計画において壁面線を指定している区域があります。

建築物の高さの限度について

建築基準法第55条に基づく第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域内における建築物の高さの限度は10mです。

日影による中高層の建築物の高さの制限について

建築基準法第56条の2第1項の規定により指定する区域及び法別表第4(に)欄の号は、長野県建築基準条例第42条により下記のとおりです。なお、法別表第4(は)欄に掲げる平均地盤面からの高さは、第2項、第3項とも4mとします。

区 域	法別表第4(に)欄の号
第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域	(一)
第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域	(一)
第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域	(一)
近隣商業地域及び準工業地域	(二)